

平成 22 年度あわら市スポーツ振興審議会

と き 平成 22 年 7 月 21 日 (水)
午後 7 時 30 分～
ところ あわら市役所 204 会議室

○○○○○ 次 第 ○○○○

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長及び副会長の選出について

4 議 題

(1) 第 73 回国民体育大会開催希望種目について

(2) 施設の有料化について

(3) その他

5 閉 会

あわら市スポーツ振興審議会委員名簿

任期:平成22年4月1日～平成24年3月31日

No.	氏名	住所	TEL	性別	区分	備考	前任者・任期
1	戎 利 光	〒 919-0805 あわら市滝61-13-16	27-8705	男	識	福井大学 教育地域科学部教授	
2	細 川 博 治	〒 919-0805 あわら市滝7-21	75-1518	男	識	アスレチックトレーナー	
3	吉 川 勝 雄	〒 919-0621 あわら市市姫二丁目14-3	73-3177	男	社	体育協会副会長	
4	吉 田 昭 博	〒 910-4134 あわら市上番33-38	77-2729	男	社	体育指導委員会副委員長	
5	八 木 秀 雄	〒 910-4105 あわら市舟津31-9-1	78-7777	男	社	スポーツ少年団 指導者協議会会長	
6	北 田 延 子	〒 919-0726 あわら市笹岡20-87	74-1620	女	社	スポーツインストラクター	
7	小 西 幸 栄	〒 910-4142 あわら市河間6-1-25	78-5655	女	社	スポーツインストラクター	
8	赤 神 芳 幸	〒 910-4272 あわら市北潟40-25	79-1210	男	社	生涯スポーツ	
9	林 清 一 郎	〒 910-4144 あわら市中浜32-6	78-5783	男	社	生涯スポーツ	
10	見 澤 美 和 子	〒 919-0817 あわら市坂口10-1	73-3261	女	社	生涯スポーツ	
11	大 田 秀 美	〒 919-0727 あわら市下金屋8-9	75-1687	女	社	生涯スポーツ	
12	見 澤 喜 美 江	〒 910-4272 あわら市北潟40-5	79-1845	女	社	生涯スポーツ	
13	高 橋 研 一	〒 919-0621 あわら市市姫一丁目5-1	73-0149	男	関	市校長会会長 (金津中学校校長)	
14	北 川 慎 司	〒 910-4124 あわら市田中々2-25	77-2101	男	関	市教育研究会体育・保体 部会長(芦原小学校教頭)	
15	志 田 尚 一	919-0692 あわら市市姫三丁目1-1	73-8000	男	関	政策課長	

区分・・・あわら市スポーツ振興審議会条例第4条による

(識):学識経験のある者 (社):社会体育関係者 (関):関係行政機関の職員

○あわら市スポーツ振興審議会条例

平成16年3月1日
条例第132号

(設置)

第1条 スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第2項の規定に基づき、あわら市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ施設及び設備に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委嘱等)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会体育関係者
- (3) 関係行政機関の職員

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(会議)

第7条 審議会は、委員及び臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、委員及び臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項に関しては、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に第4条の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成18年3月31日までとする。

国体の開催基準

国体の開催基準

(国民体育大会開催基準要項・要項細則 平成21年3月7日 (財)日本体育協会)

- 開催年 毎年開催（都道府県持ち回り）
- 会期 冬季大会：12月～2月末日（5日間以内）
本大会：9月中旬～10月中旬（11日間以内）
- 実施競技
 - ・正式競技（都道府県対抗）
 - ・公開競技
 - ・デモンストレーションとしてのスポーツ行事・文化プログラム（スポーツ芸術、開催県の郷土文化の普及啓発を目的とした文化的催し）
- 会場地 大会の会場地は同一市町村内での開催が原則。
場合によっては、近隣市町村での分散開催、近県施設での開催も可能

国体開催の地域区分と順序

国体は、下記の地域区分において、東→中→西の順に輪番で各都道府県が開催する。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手[H28]、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉[H22]、東京[H25]、神奈川、山梨
中	北信越	石川[H3]、富山[H12]、新潟[H21]、福井[H30]、長野
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜[H24]
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山[H27]
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口[H23]
	四国	香川、徳島、愛媛[H29]、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎[H26]、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

国体の開催までの手続き

項目	提出時期	手続き	必要書類
内々定	特に決まっていない (概ね8~12年前)	「開催要望書」提出 日本体育協会長あて 文部科学大臣あて 日体協→ 申請書提出の 順序了解文書	1. 開催要望書 (知事・教育委員会・体協会長の連名) 2. 県議会(招致)決議書 3. 開催地区体育協会 同意書 中地区: 北信越ブロック 5県 東海ブロック 4県 近畿ブロック 2府4県
内定	大会開催年の 5年前	「開催申請書」提出 日本体育協会長あて 文部科学大臣あて 日体協→ 内定書 ※文部科学省と協議	1. 開催申請書 2. 都道府県議会決議書 (会場市町との競技開催に係る 合意書または契約書が必要) 3. 実施予定競技およびその種類 4. 実施予定競技の会場地と施設概要 5. 大会運営費および施設費の予算書 6. 予定開催地ごとの宿泊可能数調査書
決定	大会開催年の 3年前	日体協→ 決定書 ※文部科学省と協議	※申請書類は特になし ただし、日本体育協会・文部科学省の 現地会場視察あり

昭和63年以降の国体開催実績

	開催年	愛称	開催都道府県
1	昭和63年	京都国体	京都府
2	平成元年	はまなす国体	北海道
3	平成2年	とびうめ国体	福岡県
4	平成3年	石川国体	石川県
5	平成4年	べにばな国体	山形県
6	平成5年	東四国国体	香川・徳島
7	平成6年	わかしゃち国体	愛知県
8	平成7年	ふくしま国体	福島県
9	平成8年	ひろしま国体	広島県
10	平成9年	なみはや国体	大阪府
11	平成10年	かながわ・ゆめ国体	神奈川県

	開催年	愛称	開催都道府県
12	平成11年	くまもと未来国体	熊本県
13	平成12年	2000年とやま国体	富山県
14	平成13年	新世紀・みやぎ国体	宮城県
15	平成14年	よさこい高知国体	高知県
16	平成15年	NEW!!わかふじ国体	静岡県
17	平成16年	彩の国まごころ国体	埼玉県
18	平成17年	晴れの国おかやま国体	岡山県
19	平成18年	のじぎく兵庫国体	兵庫県
20	平成19年	秋田わか杉国体	秋田県
21	平成20年	チャレンジおおいた国体	大分県
22	平成21年	トキめき新潟国体	新潟県

※2巡目以降の開催実績

平成22年以降の国体開催予定

	開催年	愛称	開催都道府県	現在の状況
23	平成22年	ゆめ半島千葉国体	千葉県	開催決定
24	平成23年	おいでませ！山口国体	山口県	開催決定
25	平成24年	ぎふ清流国体	岐阜県	開催決定
26	平成25年	未定(H22夏頃発表予定)	東京都	内定
27	平成26年	長崎がんばらんば国体	長崎県	内定
28	平成27年	—	和歌山県	内々定
29	平成28年	—	岩手県	内々定
30	平成29年	—	愛媛県	内々定
31	平成30年	—	福井県	内々定

国体の開催経費と財源

国体開催にかかる主な経費

○運営費

- ① 開・閉会式の開催経費
- ② 各競技大会の開催経費
- ③ リハーサル大会の開催経費
- ④ その他(事務局運営経費など)

○施設整備費(新設、特設、改修)

- ① 開・閉会式会場の整備費
- ② 各競技会場等の整備費

○競技力向上費

- ① 国体に向けての選手強化費
- ② " 指導者育成費

国体開催の主な財源

○運営費財源(H16~H20先催県平均)

○ 文部科学省補助金 約 3億7千万円

○ (財)日体協交付金 約 1千3百万円
(参加費から)

H22千葉国体では
1,100万円減額

◎ 募金・企業協賛 約 5億8千万円

景況変化により、
近年激減

◎ その他 入場料収入、マスコットキャラ
クターグッズ販売 等

※上記以外については、開催地地方公共団体負担

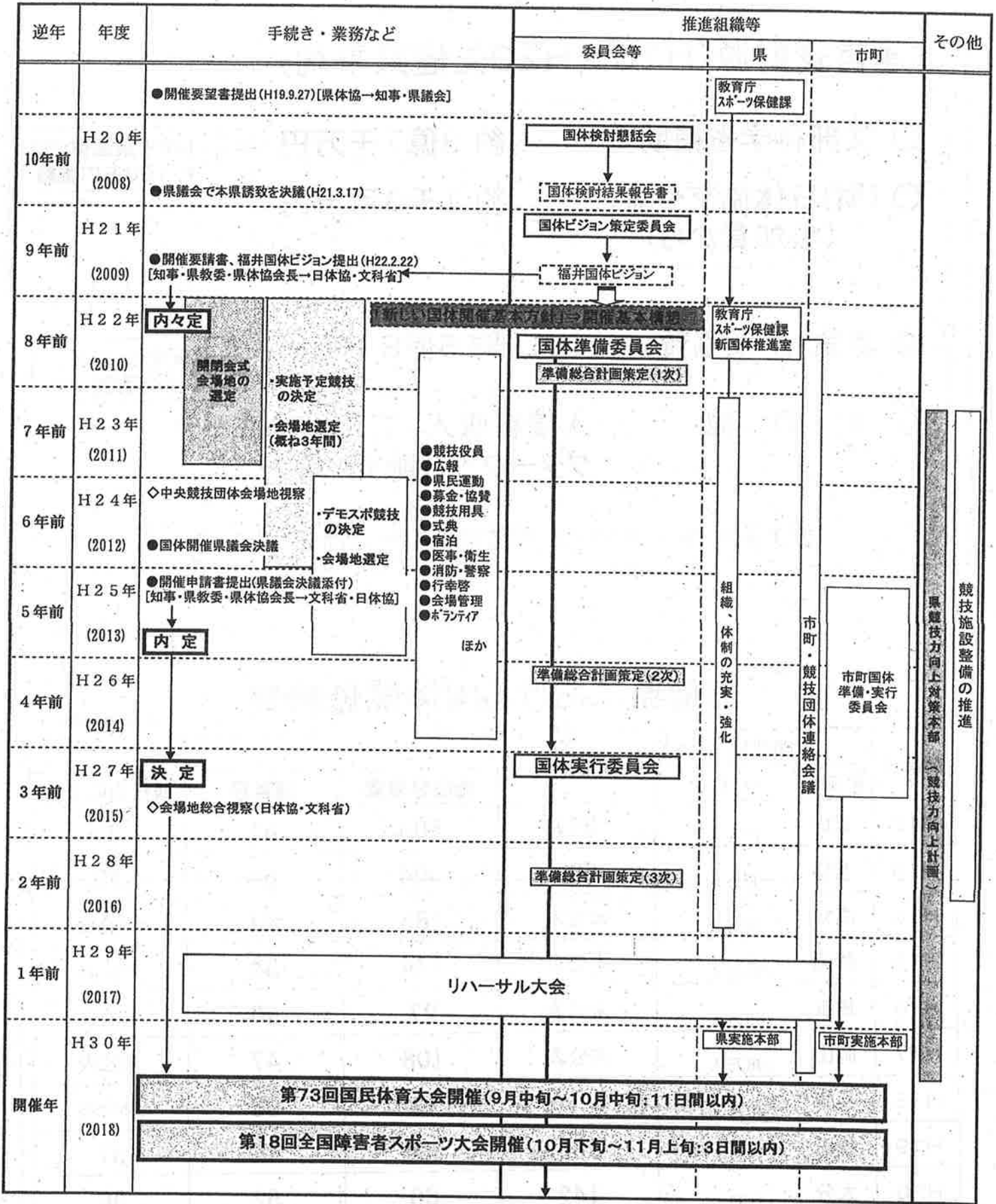
先催県における国体開催経費

(単位:億円)

開催年	開催地		開催経費	施設整備費	運営費	競技力向上費
	参考	福井 82万人				
H12	富山	111万人	627	509	81	37
H13	宮城	236万人	597	504	64	29
H14	高知	79万人	未公表	185	73	未公表
H15	静岡	380万人	未公表	144	54	未公表
H16	埼玉	708万人	未公表	27	50	未公表
H17	岡山	196万人	未公表	108	47	未公表
H18	兵庫	559万人	未公表	18	66	未公表
H19	秋田	113万人	385	304	44	37
H20	大分	121万人	142	60	52	30
H21	新潟	238万人	未公表	未公表	49	未公表

※開催経費等は各県の公表額

第73回国民体育大会開催準備全体計画（案）



会場地の選定について(案)

1. 会場地選定に係る基本事項

[日体協 国体開催基準要項]

- ・各競技会の主催は、会場地市町、競技団体、日体協、文科省、県とする。
- ・同一競技は同一市町内での開催を原則とし、分散する場合でも近接する市町で開催する。

[福井国体ビジョン]

- ・国体後のスポーツ振興や県民運動を県内全域に広げ、地域の活性化を図っていくため、県内全市町において、正式・特別・公開競技もしくはデモンストレーションスポーツのうち、最低1競技を開催することを基本とする。
- ・各競技団体の意見を参考にしながら、市町の意向を重視し、地域に根づいているスポーツやボランティア等のソフト面、練習会場を含めた競技施設の整備状況など、様々な条件を総合的に考慮し、早期に決定する。
- ・施設については、県内の既存施設の活用を原則とするほか、多目的施設、学校体育施設、文化施設、民間施設など各種の施設も活用する。
- ・施設整備に当たっては、国体競技会場としての必要十分な機能を確保しつつ、障害者スポーツやユニバーサルデザインに配慮し、国体後の日常的な県民の利用しやすさに主眼を置いた整備を行う。また、国体以降、県民の利用が期待できず、国体に向けて一時的な整備が必要なものについては、仮設による整備を基本とする。

2. 実施予定競技(選定の対象となる競技) ※平成27年第70回大会より実施予定

<正式競技(37競技)>

○毎年実施競技(34競技)

陸上、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

○隔年実施競技(2競技)

なぎなた、トライアスロン

○開催地選択競技(1競技) ※2競技の内1競技を開催地が選択

軟式野球もしくは銃剣道

<特別競技(1競技)>

高等学校野球(硬式、軟式)

<公開競技(4競技)>

ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、パワーリフティング、綱引

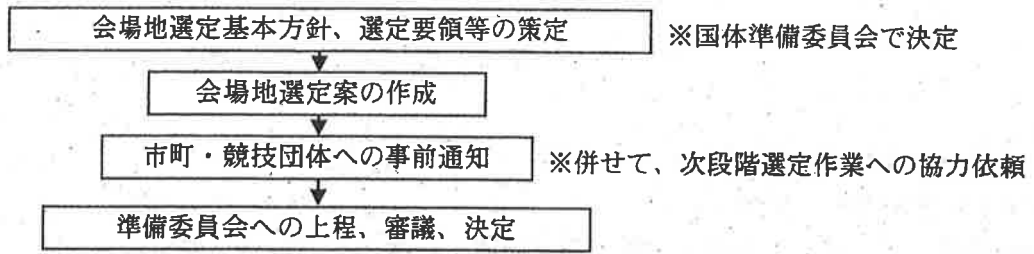
<デモンストレーションスポーツ>

(例)少林寺拳法、バウンドテニス等、県民スポーツ祭開催種目

3. 選定の基準

- ① 開催希望競技に関して、市町と競技団体の意向が合致すること
- ② 施設、交通、宿泊など開催に必要な要件(選定条件)について、今後の整備も含めてこれを満たす可能性があること(複数市町での開催で要件を満たす場合も含む)
- ③ これまでの大会開催実績、市町としての当該競技の振興に対する熱意など市町が積極的に当該競技の開催に関わると見込まれること

4. 選定までの手続



5. 会場選定案作成の流れ

